

# 公益社団法人 北海道臨床工学技士会 代議員選出規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人北海道臨床工学技士会定款第12条に規定する代議員の選任を公正に行なうための事項を定める。

### (選挙業務の管理)

第2条 選挙に関わる業務は、別に定める選挙管理委員会が管理する。

### (定数及び種別)

第3条 代議員定数は、45名以内とする。

2 代議員を選出するため代議員選挙を行う。代議員選挙は、支部ごとに登録された区域別の正会員によって、支部ごとに代議員を選出する支部選挙と全道の正会員によって代議員を選出する全道選挙とする。

3 支部選挙によって選出される代議員を支部代議員とし、定数を代議員総数の概ね3分の2とし各支部の会員数に応じた代議員定数を各支部へ割り当てるものとする。ただし、各支部代議員定数は2名以上8名以下とする。

4 全道選挙によって選出される代議員を全道代議員とし、定数を代議員総数の概ね3分の1とする。

5 代議員の定数および各支部への割り当て数を決定する際の会員数は、原則として選挙告示日の3か月前における会員登録数に基づき算定する。

6. 各代議員の定数は、選挙管理委員会が策定し、理事会の承認を経て最終決定する。

## 第2章 選挙権及び被選挙権

### (選挙権)

第4条 選挙権は、代議員選挙告示日において、正会員の資格を有する者が書面または電磁的投票により行使できる。

### (被選挙権)

第5条 被選挙者は、2年以上正会員としての資格を有し、選挙告示日現在、会費を完

納している正会員であること。

### 第3章 代議員選挙

#### (実施年度)

第6条 代議員の改選は、任期満了の当該年度内に実施する。

2 緊急に代議員の改選が必要な場合は、前項に関わらず理事会の議決により選挙を実施できる。

#### (立候補の届出)

第7条 代議員に立候補しようとするもの(以下、「立候補者」という。)または、候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員会の定める立候補届出用紙(第1号様式)をもって委員会に届け出る。

2 但し、推薦候補の届出には本人の同意を必要とする。

3 立候補ならびに推薦候補の届出は、電磁的に実施することもできる。

#### (日程)

第8条 選挙の日程は、以下の各号の通りとする。

- 1) 選挙日：投票期限日で、任期満了の当該年度内に実施
- 2) 選挙実施の告示：選挙日の50日前
- 3) 立候補受付開始：選挙日の40日前
- 4) 立候補受付締切：選挙日の30日前
- 5) 選挙公報の告示：選挙日の14日前
- 6) 投票期間：選挙日を含む選挙日の前7日間以上
- 7) 開票日：選挙日から5日以内
- 8) 選挙結果の告示：開票日から5日以内

#### (投票)

第9条 投票は、正会員が無記で行ない、連記制(投票数は定数以内)とする。

2 投票は、電磁的に実施することもできる。

### 第4章 当選人の決定

#### (開票作業)

第10条 開票は、委員長の定めた日時および場所において、開票立会人の立会のもと委員により実施する。

(投票による当選人)

第11条 当選人は、それぞれが得た有効投票数の高得票順に定める。

2 当選人を定める際に得票数が同じ場合は、開票作業の終了後に開票立会人の立会の下、委員長がくじで定める。

(無投票による当選人)

第12条 立候補の締切日を経過するも、選挙候補者が定数を超えないとき、または超えなくなったときは、無投票で代議員の当選人を定めることができる。

(当選候補者の辞退)

第13条 当選候補者が当選を辞退した場合は、次点者を繰り上げて当選人とする。

## 第5章 欠員の補充

(候補者の補充)

第14条 立候補の締切日を経過するも、候補者数が定数に満たないときは、理事会が定数内で候補者を総会開催までに委員会に推薦できる。この場合も無投票で当選人を定められる。

(予備代議員)

第15条 代議員が欠けた場合に備え、前章の選挙による次点者を予備代議員とする。

2 予備代議員の効力を有する期間は、定款第16条の代議員の任期の満了する時までとする。ただし、次の各号に揚げる場合、予備代議員の効力を有する期間が直ちに満了する。

- 1) 代議員になったとき
  - 2) 代議員になることを辞退した場合
  - 3) 会員資格を損失したとき
- 3 翌年が選挙年の場合この限りではない。

## 第6章 異議の申立て

(異議の申立て)

第16条 選挙に関する異議は、選挙結果告示7日以内に委員会に文書をもって申し立てることができる。但しこの場合、会員番号、氏名を明記し捺印しなければならない。

## 第7章 立候補ならびに当選の取り消し

### (資格取り消し)

第17条 委員会は、立候補者が選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

## 第8章 規程の細則および改廃

### (規程の細則)

第18条 本規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経てこれを定める。  
(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

付 則 本規程は、令和7年11月22日より施行する。